

経営革新設備等の取得価額等に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・	・	法人名	()
-------------	-------------	---	---	-----	-----

事 業 種 目	1					
資 産 区 分	種 類 2					
	構造、用途又は設備の種類 3					
	取得又は貸借の年月日 4	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·
	事業の用に供した年月日 5	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·
取 得 価 額	取得価額又は製作価額 6	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳 による積立金計上額 7					
	差引改定取得価額 (6)-(7) 8					
リ ー ス 費 用	リース料(月額) 9					
	リース契約期間の月数 10	月	月	月	月	月
	リース費用の総額 11	円	円	円	円	円
	改定リース費用の総額 (11)× $\frac{60}{100}$ 12					
設 備 等 の 概 要						

法 0301-0611-02-付

別表六の二（十一）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の14第2項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成19年改正前の措置法第68条の14第2項若しくは第3項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、この明細書は、各連結法人ごとに別葉で作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 2 「事業種目1」には、その法人が営む事業種目を記載します。
- 3 「種類2」及び「構造、用途又は設備の種類3」には、その経営革新設備等の耐用年数省令別表第一及び第二に定める種類、構造、設備の種類を記載します。
- 4 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額7」には、法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損益金額の算入又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定

- により同項に規定する個別損益金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てて方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 5 「9～12」の各欄は、平成19年改正前の措置法令第39条の44第3項第1号（リース税額控除の適用対象となる賃借の範囲）に規定するリース契約が平成20年3月31日以前に締結されたものである場合に限り記載します。
- 6 「リース契約期間の月数10」は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げて記載します。
- 7 「リース費用の総額11」には、経営革新設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該経営革新設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- 8 「設備等の概要」には、法人が措置法第68条の14第1項に規定する特定中小連結親法人又は特定中小連結子法人に該当すること及びその設備等が経営革新設備等に該当することの詳細を記載します。